

草津町戦没者追悼式 令和2年9月29日（火）

草津町公園墓地忠霊塔において、戦没者追悼式を無宗教の献花方式により行いました。

参列者全員で献花し、草津町出身の117柱の英霊のご冥福をお祈りするとともに、恒久平和を祈念しました。コロナウイルスの対策を取り、縮小での開催となりました。



草津町やすらぎ福祉大会 令和2年10月6日（火）



コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して開催いたしました。

式典では、ミヤマ写真館様のご厚意で金婚者の記念撮影をしていただき、社会福祉に功労があった方々や老人クラブ表彰状伝達が行われました。

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金等の特例貸付について

コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象に、緊急小口資金等の特例貸付を実施しております。申請につきましては、草津町社会福祉協議会にお越しいただくか、当会ホームページで申請書をダウンロードし、郵送いただく事も可能です。

ご不明な点につきましては、草津町社会福祉協議会までお問い合わせください。

緊急小口特例貸付		総合支援資金特例貸付	
特例貸付の目的	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行うものです。	特例貸付の目的	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。
貸付上限額	20万以内	貸付上限額	①単身世帯 15万円以内(月額)×3か月間 ②2人以上の世帯 20万円以内×3か月間 ※1か月ごとの送金になります。
据置期間	1年以内	据置期間	1年以内
償還期間	2年以内	償還期間	10年以内
貸付利子	無利子	貸付利子	無利子
保証人	不要	保証人	不要
送金までの期間	申請受理から7日程度	送金までの期間	申請受理から3週間程度

買い物支援バス運行

6月より毎月第3木曜日に買い物支援バスを運行しています。

参加者の方をご自宅までお迎えに行き、町内のスーパーでお買い物を楽しんでいます。8月には長野原のスーパー大津やコメリに行き、14名が参加されました。また、ボランティアの方も同行していただき、安全に運行することができました。



第3回手話を学ぼう

福祉教育

今年度も小学校において福祉教育を行いました。「みんなにとってやさしい街にするためには?」「ふだんのくらしのしあわせ」って?というテーマで全6回。第3回目の授業は聴覚障害について知り、手話を学びました。毎回ボランティアの先生たちのご協力で楽しく福祉を学習することができました。

福祉用具等の貸出

社会福祉協議会では、車椅子や機器等の貸出をしています。車椅子の貸出は2週間以内とし、他のものについては3日以内となっております。

用具によって貸出条件等が異なりますので事前に社会福祉協議会TEL0279-88-1050までお問合せ下さい。

《貸出物品》

○車椅子 ○スロープ ○点字器 ○テント
○高齢者疑似体験セット ○音響セット
○プロジェクター ○スクリーン ○除雪機
○ガソリン携行缶 ○アルミブリッジ



群馬県知事表彰受賞

令和2年度群馬県社会福祉大会において、当会職員の黒岩千代子が「社会福祉事業等従事者」の分野で群馬県知事表彰を受けました。